

23蚕提携第65号
平成23年5月10日

関係者 あて

財団法人 大日本蚕糸会
蚕糸・絹業提携支援センター長 高 木 賢

蚕糸・絹業提携支緊急対策事業の実施状況並びに蚕糸・絹業提携
支援緊急対策事業実施要綱及び蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業
業務方法書の一部改正について

蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業（以下「本事業」という。）の実施に当たりましては、日頃よりご理解・ご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

最近におけるにおける本事業をめぐる状況について、下記のとおりお知らせ致しますので、ご承知いただくとともに、今後ともよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 当会の調査によって把握した平成23年度の養蚕農家の繭生産予定数量は、全量、本事業で構築された蚕糸・絹業提携システム確立グループ（以下「提携グループ」という。）の中で生産される見込みとなりました。

平成20年2月から始まった本事業により推進してきた提携グループは、関係者のご協力により、平成23年3月末には58グループが構築され、当会の調査によって把握した平成23年度の全国の繭生産予定数量の全量が、これらの提携グループの中で生産される見込みとなりました。財団法人大日本蚕糸会蚕糸・絹業提携支援センター（以下「提携支援センター」という。）としては、これらの提携グループが、本事業における交付金が終了した以降も、養蚕農家を始めとした提携グループ関係者に対し、再生産可能な繭代、加工代等を長期に亘って安定的に支払っていただける提携グループとなるよう、関係者の方々のご協力を得ながら指導して参りますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

2 平成22年度末に本事業の見直しを行いました。これを受けて、「蚕糸・絹業提携支緊急対策事業実施要綱」及び「蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業業務方法書」の一部が改正されました。

これは、1で述べたように、平成23年度繭生産予定数量は全量提携グループの中で行われる見込みですが、できる限り多くの繭生産量を維持する観点から、平成22年度までの提携グループの構築が間に合わなかった場合で、繭生産量の増加で対応できる見込みがあるグループについては、平成23年度においても事業計画書の承認申請をすることができることとしたものです。

(1) 実施要綱の一部改正の概要

実施要綱第6の「事業終期及び見直し」の1に掲げる、提携システム確立事業計画書（以下「事業計画書」という。）の承認を受ける期間が、「平成22年度まで」が「同23年度まで」に改正され、1年間延長されました。

(2) 業務方法書の一部改正の概要

実施要綱の改正に伴い、業務方法書別表の「事業の種類」の2の蚕糸・絹業提携システム確立対策事業の(1)のイの助成額に掲げる、本事業の支援単価の表を改正し、事業開始の最終年について平成24年度開始分に変更しました。

ただし、平成24年度から開始する提携グループに対する交付金の交付は、平成24年度及び25年度の2年間のみであり、その支援単価は、それぞれ2,000円/生繭1kg及び1,500円/生繭1kgとなります。

(3) 蚕糸絹文化活性化推進事業による助成

平成23年度中に承認された提携グループのうち、平成23年度中に事業を開始するグループについては、平成23年度は交付金の交付が無いので、本事業の円滑化を図る観点から、大日本蚕糸会が実施している「蚕糸絹文化活性化推進事業」で、当該提携グループが平成23年度中に使用する繭の生産数量に1,300円/生繭1kgを乗じた額を上限として定額助成することにしております。